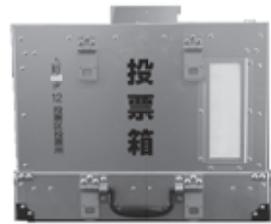


3月24日(日)

午前7時～午後7時です

～忘れてませんか
あなたの一票
大事です～



《投票できる人》

選挙人名簿に登録されている人
(平成5年3月25日以前に生まれ、平成24年12月16日以前から引き続き伊賀市の住民基本台帳に記載されている人)
※市外へ転出した人は投票できません。

入場券を忘れずに

有権者の皆さんに、はがき式の投票所入場券を発送します。当日の投票は市内の99カ所の投票所で行います。入場券に記載の投票所に入場券を持ってお出かけください。

入場券がない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。選挙当日係員に申し出てください。

投票所の変更

○大山田第5

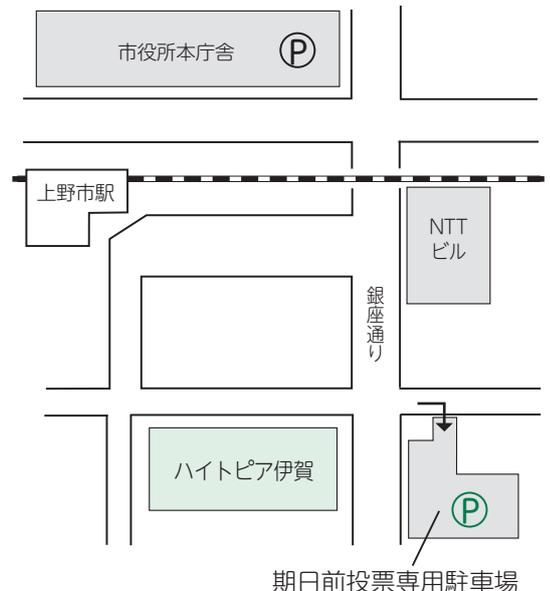
真泥集落センター⇒東出小規模多目的集会所

期日前投票

投票日当日に仕事や旅行、地域の行事などで投票できない人は期日前投票ができます。

期日前投票所は次のとおり設置します。どこでも投票できますので、お近くの期日前投票所をご利用ください。また入場券が到着していなくても期日前投票をすることができます。

場 所	期 間	時 間
ハイトピア伊賀 5階学習室	3月18日(月)～23日(日)	午前8時30分 ～午後8時
伊賀支所 いがまち女性センター	3月21日(日) ～23日(日)	
島ヶ原支所 1階		
阿山支所 1階ロビー		
山田地区市民センター		
青山公民館		



※本庁期日前投票所（ハイトピア伊賀上図参照）へお越しの人は、ハイトピア伊賀東側の専用駐車場を利用してください。満車の場合は市役所本庁舎の駐車場を利用してください。周辺道路は駐車禁止となっていますのでご協力をお願いします。

伊賀市議会議員選挙の 投票日は

投票用紙への書き方は

投票用紙（桃色）に1人の「候補者氏名」を書いてください。

さまざまな方法で投票できます

①病院・施設に入院・入所中の人

県選挙管理委員会が指定した病院や施設などへ入院・入所中の人、その施設内で投票することができます。

③重度障がい者の人は郵便で

投票所へ行くことが困難な重度の障がいのある人には、自宅で投票ができる「郵便等による不在者投票制度」があります。この制度を利用するときは、事前に

②市外に滞在している人

投票する資格があつて、長期出張などのため市外に滞在中の人は、滞在する市区町村の選挙管理委員会を通じて不在者投票ができます。

市選挙管理委員会か滞在する市区町村選挙管理委員会へお問い合わせの上、早めに手続きをしてください。

市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を早めに受けてください。

なお、この制度を利用した投票用紙の請求は3月20日㈫までです。



手帳の種類	障がい名	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級または3級
	免疫・肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

④代理投票

身体が不自由などの理由で、自分で投票用紙に記入できない人は、係員が代筆します。投票の秘密は厳守します。

⑤点字投票

目の不自由な人は、点字で投票できますので係員に申し出てください。

選挙公報を お届けします

各候補者の政見や政策などを記載した『選挙公報』を告示日以降、各地区の自治組織を通じて、各世帯へお届けします。また市役所本庁舎・各支所・各地区市民センターなどにもあります。自治組織を通じて配布されない世帯で郵送を希望する人は、住所・氏名・電話番号を郵送・電話・FAX・Eメールのいずれかでご連絡ください。（広報いが市を直送している世帯は除きます。）

なお、無投票となった場合は、選挙公報は発行しません。